

日本国文部科学省とスペイン王国教育・文化・スポーツ省との スポーツ分野における協力覚書

日本国文部科学省及びスペイン王国教育・文化・スポーツ省（以下「両者」という。）は、国内法令に従って、両者の責任と可能な方法の範囲内で、両国間にすでに存在している友好関係を強化・支援すること及びスポーツ分野において協力する願望の現れとして、以下のとおり決定した。

第1項

両者は、以下の協力を促進する。

- 1 ー スポーツ分野の国際的な会議における相互連携
- 2 ー 両国の関連機関、協会及び連盟間のスポーツプログラムの交流
- 3 ー スポーツ分野における音声、映像、文献資料、出版物及び経験の交換
- 4 ー 知識や経験の交換や、両者の国で開催される、地域、国内及び国際的な会議並びにシンポジウムへの出席、またその他の手段を通じた幹部スポーツ関係者のトレーニング分野における相互協力；
- 5 ー スポーツ医学、アンチ・ドーピング、スポーツ・フォー・オール、研究と開発のためのプログラム、女性とスポーツ、学校体育及び障がい者スポーツの領域における協力の促進

第2項

両者は、本覚書の枠組みの範囲内において相互間で交換した情報の機密性を維持する。

第3項

本覚書は法的拘束力を持つ文書ではなく、スポーツ分野における両国間の協力のための一般的な枠組みであり、国際法の下、いかなる権利も義務も生じさせない。署名によって、両者に財政的な義務が課せられるものではない。

第4項

スポーツ代表団の交流にあたって、財政的事項は個別のケースにおいて、相互の協議によって決定される。

第5項

本覚書の実施を支援するために、必要に応じて共同スポーツプログラムの促進とフォローアップのために、両者の代表が交互に面会する。

第6項

本覚書の解釈又は実施において生じたいかなる課題も、両者間の相互の協議を通じて友好的に解決される。

第7項

本覚書の下での協力は、署名の日から開始する。

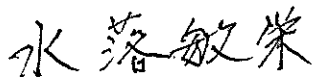
本覚書の下での協力は、その開始から5年継続し、その後5年間自動的に更新される。

本覚書の下での協力は、どちらか一方が書面で6か月前に通知することで本覚書終了の意思を他方に知らせることによって、何時でも終了することができる。

本覚書に下での協力の終了は、終了時に実施されているプロジェクトや活動に影響を与えない。

東京で2017年3月24日に、日本語、スペイン語、英語による各2通に署名され、全ての文書は同等の価値を有する。解釈に相違がある場合には、英語による本書による。

日本国文部科学省のために



文部科学副大臣
水落 敏栄

スペイン王国教育・文化・スポーツ省のために



駐日スペイン大使
ゴンサロ・デ・ベニート・セカデス